

○財務省告示第六百三十九号

省令第三十号（第六條第一項の規定に基づき、平成十五年十月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年十月十七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金額	振替単位	募集の価格	発行の日
利付国庫債券（十年）（第二四五～三四回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額	額面金額で百八十億円	額面金額で百八十億円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年十月二十日	額面金額百円につき九十九円七十一銭	年一・四パーセント	（一）額に日本郵政公社總裁は、払込金額を加え、次の算式により算出する期日に払込額を第十九号の規定

十 十
九 八

払 募 払
込 集 場
期 期 所
日 間

平 五 平
成 年 成
十 十 十
五 月 五
年 十 年
十 四 十
月 日 月
二 ま 六
十 で 日
日 から
平成
十